

## チラシビジョン契約条件

チラシビジョン事務局【運営：株式会社メディアラボ】（以下「当事務局」といいます。）は、この書面に記載する契約条件（以下「本契約条件」といいます。）に基づき、「チラシビジョン」およびこれらに付随するサービスを、お客様に提供します。お客様がこれらを利用する場合は、本契約条件に同意したものと扱います。

### 第1条 （定義）

- 「本サービス」とは、以下の各号のサービスを総称した当事務局のサービスをいいます。
  - 「クリエイティブ制作業務」とは、本件広告に利用する素材部分、その他の本サービスの利用に必要な画像、テキスト、音声、動画等の素材（デジタル又は実体あるものいずれも含まれます。）を総称したものであるクリエイティブ素材を作成する業務をいいます。
  - 「媒体買付サービス」とは、媒体社が運営・提供する広告枠やサービスの買付のことをいいます。
  - 「広告運用サービス」とは、本件広告が運用型であるときの本件広告の運用業務か、または本サービスの提供に伴う運用を当事務局に委託する場合のいずれかにおいて、当事務局が行う本件広告の運用サービスをいいます。
- 「本件広告」とは、本サービスにより掲載される広告（画像、テキスト、音声、動画等の素材およびランディングページを含み、リスティング広告、純広告、アドネットワーク、DSP、アフェリエイト広告、ネイティブ広告、SNS広告、動画広告、メール広告、テレビCM、サイネージなどの手法を問いません。）をいいます。
- 「本件素材」とは、本件広告もしくはクリエイティブ制作業務により制作された画像、テキスト、音声、動画等の素材をいいます。
- 「媒体社」とは、インターネット上のウェブサイトやアプリ、テレビ局、サイネージなど動画の媒体を保有または運営する第三者、をいいます。
- 「お客様」とは、本サービスを利用して、広告等に利用する素材の制作もしくは、広告配信を実施する法人または個人をいいます。
- 「媒体社条件」とは、媒体社が運営する媒体に本件広告を掲載するときの広告掲載条件、デジタルサービスの提供条件（利用規約等）等、本サービスの利用条件として媒体社が定める条件をいいます。

### 第2条 （契約の成立）

- お客様は、当事務局所定の申込書により、本契約条件および各プランのセールシートに記載のあるプラン概要およびご留意事項、あわせて媒体社条件、媒体社規約ならびに日本民間放送連盟放送基準をあらかじめ理解し、本サービスを申し込むものとします。なお、お客様は、本サービスが掲載期間および配信面に限りがあり、申込みした時点以降でも、既にお客様が希望する掲載枠が埋まっている場合等により掲載枠の確保ができない可能性があることを予め了承するものとします。
- 申し込み撤回・変更については認められません。
- 当事務局は、当事務局所定の信用調査、広告審査、その他当事務局独自の判断により、お客様の本サービスの申込みを拒絶する場合があります。これに関して当事務局は何らの責任も負わないものとします。

### 第3条 （媒体社条件）

- 本契約条件と、媒体社条件の内容に相違、矛盾がある場合は、本契約条件を優先して適用するものとします。また、本契約条件に基づき、本サービスにかかる個別契約を締結し、かつその内容が本契約条件と相違、矛盾する場合は、当該個別契約を優先して適用するものとします。
- 媒体社条件において、媒体社が免責される旨定めている事項については、当事務局も免責されるものとします。
- 媒体社が行う広告審査の結果により、お客様に対して本件広告の修正を依頼する場合があります。その場合、お客様はすみやかに修正した本件広告を提出するものとします。
- 媒体社条件または前項に基づく当事務局の修正依頼にお客様が従わない場合、当事務局は本サービスの契約を解除することができ、当事務局は当該解除によりお客様が被った損害について、免責されるものとします。

### 第4条 （サービス内容等の変更）

- 当事務局は、必要に応じて、随時、本サービスの内容を変更できるものとします。
- 当事務局は、本契約条件を随時変更することがあります。なお、この場合には、お客様の本サービスの利用条件は、変更後の本契約条件が適用されるものとします。
- 当事務局は、前項の変更を行う場合は、1か月以上の予告期間において、当事務局所定のウェブサイトに掲載または電子メール等により配信することにより、変更後の本契約条件の内容をお客様に通知するものとします。ただし、本サ

サービスの料金の減額、機能の拡充、その他お客様に不利にならないと当事務局が判断する変更については、特に通知なく変更することができるものとします。

4. 当事務局は、媒体社がサービス変更を行った場合においては前項の当事務局による通知の予告期間について免除されるものとします。

#### 第5条 (レポート提供)

当事務局は、本サービスにおける本件広告の掲載期間終了後または運用サービスの終了後、それぞれ結果に関するレポートを、当事務局フォーマットにて提供いたします。

#### 第6条 (お客様および申込者の義務等)

1. お客様は、当事務局に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、本件素材にかかる著作権の使用を許諾するものとします。
2. お客様は、本件素材が著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害することがないように、権利者から事前に本件素材にかかる必要な権利の譲渡または使用許諾を得るものとします。また、お客様は、当事務局が要求する場合は、当該権利譲渡があること、または使用許諾を正当に得ていることを証するに足りる資料を、すみやかに当事務局に提示するものとします。
3. 当事務局は、本件広告の掲載後もしくはクリエイティブ制作業務の開始後、これらの内容およびリンク先の内容が適当でないと判断する場合、または閲覧者等の第三者からその旨の指摘がなされた場合、すみやかに本件素材の掲載を停止または終了することができるものとします。ただし、この場合、当事務局は事後すみやかにその旨をお客様に通知するものとします。
4. お客様に第17条（契約の解除）第1項各号に規定する事由が生じるおそれがあると当事務局が判断した場合、当事務局は、本サービスの提供を制限または中止をすることができるものとします。

#### 第7条 (再委託)

お客様は、当事務局が、本サービスにかかる業務の全部または一部を、媒体社および第三者に対して再委託することを予め承諾するものとします。

#### 第8条 (本サービスの一時中断・廃止)

1. 当事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を一時中断することがあります。
  - (1) 当事務局の設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
  - (2) 地震、落雷、台風、津波等の天災地変、火災、停電、感染症、争乱、法令の改正、行政機関または司法機関による処分その他不可抗力により、本サービスの提供が困難になったとき。
  - (3) 本サービスで使用するシステム障害が発生したとき。
  - (4) 輻輳、帯域の逼迫、その他通信回線の不具合が発生したとき。
  - (5) その他、当事務局または媒体社が本サービスの提供が困難と判断したとき。
2. 当事務局は、前項に基づき本サービスの提供を一時中断する場合において、前項第1号または第5号の事由によるときは原則として事前にお客様に通知し、また、前項第1号または第5号の事由のうち緊急でやむを得ないときおよび前項第2号ないし第4号の事由によるときは事後すみやかに通知するものとします。
3. 当事務局は、第1項第2号から第5号のいずれかに該当し、本サービスの継続的な提供が困難であると判断した場合、本サービスを廃止することができるものとします。
4. 当事務局は、前項の規定により本サービスを廃止しようとするときは、原則としてあらかじめ1か月前までに通知するものとし、緊急やむを得ない場合であっても、可能な限りすみやかに通知を行います。

#### 第9条 (損害賠償責任)

1. 当事務局は、本サービスの提供に関連し、当事務局の責めに帰する事由によりお客様に損害を与えた場合、現実が発生した、通常かつ直接の損害に限り賠償請求に応じるものとし、その他特別な事情により発生した損害、派生損害、間接損害、逸失利益について、当事務局は一切責任を負わないものとします。当事務局は、いかなる場合においても、お客様に対して、特別な事情により生じた損害、間接損害、付随的損害、結果損害、逸失利益、データの喪失に伴う損害（債務不履行に基づくものと不法行為に基づくものとを問いません。）について一切責任を負わないものとします。
2. 前項に定める損害賠償の累計金額は、損害発生時から遡って直近6か月分の本サービスの料金相当額を上限とします。ただし、損害賠償の金額の上限に関する定めは、当事務局の故意・重過失による場合の損害については適用しません。
3. お客様が当事務局への通知を怠ったことにより、お客様または申込者に損害が発生したとしても、当事務局は一切そ

の責任を負わないものとします。

#### 第10条 (免責)

1. 当事務局は、次の各号のいずれかに起因してお客様が被った損害について、いかなる責任も負いません。
  - (1) 本サービスの全部または一部の提供の一時中断または廃止
  - (2) 本サービスの内容、利用条件の変更
  - (3) 地震、落雷、台風、津波等の天災地変、火災、停電、感染症、戦争、テロ行為、争乱、法令の改正、行政機関または司法機関による処分、ストライキ、コンピューターウィルスの感染、インターネットの利用不能、システムの不具合その他当事者の合理的な管理を超える事由による履行遅滞、停止又は不能
  - (4) その他、当事務局の責に帰さない事由
2. 当事務局は、お客様が本サービスによって得られる情報の正確性、もしくは完全性、または、本サービスの有用性、お客様ならびに申込者の利用目的への適合性については保証いたしません。
3. 当事務局は、お客様が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について、一切責任を負わないものとします。
4. 当事務局は、本サービスに関し、本件広告の閲覧者等からの問合せ、または当事務局もしくは媒体社に何らかのトラブルがあった場合、お客様にその旨通知したうえで、本件広告の掲載が中止されることがあることを予め了承するものとします。

#### 第11条 (知的財産権の帰属)

本件広告および本サービスに関して生じる著作権その他の知的財産権（当該権利を受けることのできる権利を含み、以下「著作権等」といいます。）の帰属は、次の各号のとおりとします。

- (1) お客様が単独で創作した本件素材から生じた著作権等については、お客様に帰属します。
- (2) 当事務局が単独で創作した本件素材またはその一部、および本サービスにより発生する著作権等は、当事務局に帰属します。ただし、お客様または第三者が、本サービスの契約成立日以前より保有する知的財産権にかかる部分は、この限りではありません。
- (3) 完全パッケージ動画データの二次利用権利はお客様に限り付帯されます。

#### 第12条 (守秘義務)

1. 以下の各号に該当する場合を除き、当事務局およびお客様は、本サービスの提供または利用に関して知りえた相手方および媒体社の秘密情報を、第三者に提供し、開示し、漏えいまたは本サービスの提供もしくは利用以外の目的に使用しないものとします。
  - (1) 当事務局、または媒体社が、広告掲載の実績効果を宣伝する目的に限定して本件広告の掲載実績に関するデータを開示する場合。
  - (2) 当事務局が本サービスにかかる業務を再委託する再委託先企業に対し、再委託にかかる業務の遂行に必要な限度で情報を開示する場合。
2. 前項の定めにかかわらず、当事務局は、お客様から開示された秘密情報を、本サービスの履行目的に限り、本件広告を掲載する媒体社（媒体社が指定する広告代理店または再委託先等がある場合は、当該第三者を含みます。）に対して開示することができるものとします。なお、この場合、媒体社における前項の責任は、当事務局が負うものとします。
3. 本条の規定は、本サービスにかかる契約終了後も2年間は有効に存続します。
4. 当事務局は、<https://chirashi-v.com/privacy/>に個人情報保護方針を掲載し、個人情報の保護を推進します。

#### 第13条 (連絡方法)

1. お客様は、本サービスに関連して当事務局に対し連絡する場合には、当事務局が指定する窓口宛にメール、郵便、その他当事務局が個別に指定する方法を用いて連絡を行うものとし、当事務局はそれ以外の方法による連絡を拒否できるものとします。
2. 当事務局からお客様への通知は、書面の郵送、電子メールの送信、当事務局のウェブサイトへの掲載など、当事務局が適当と判断する方法により行います。
3. 前項に基づく通知は、次の各号の時点にお客様に到達したものとみなします。
  - (1) 書面の郵送：発送時
  - (2) 電子メール：発信時
  - (3) ウェブサイト：掲載時

#### 第14条 (企業の社会的責任)

1. 当事務局およびお客様は、自己または自己の代表者、役員、主要な職員（雇用形態、および契約形態を問わない。）

もしくは自己の主要な出資者、その他経営を支配していると認められる者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に、現在および将来にわたり該当しないことを表明し、保証するものとします。

2. 当事務局およびお客様は、暴力団関係者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。なお、万が一該当する行為または前項の表明保証違反があった場合は、直ちにその旨当事務局に報告するものとします。
  - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為
  - (3) 相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
  - (4) その他前各号に準ずる行為
3. 当事務局およびお客様は、相手方が前2項のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要せずに、両者間で成立した契約の全部または一部を解除することができるものとします。本項に基づく解除権を行使した当事者は、その被った損害について、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げられず、また、当該解除権を行使したことにより、相手方に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### 第15条 (法令の遵守)

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、公序良俗、その他法令、官公庁の公表するガイドライン、関係する業界団体の自主規制、慣習（以下「法令等」といいます。）を遵守するものとします。お客様による法令等の違反が原因で、本サービスの利用ができない場合または媒体社等とのトラブルについて当事務局は何らの責任も負わないものとし、また、当該原因により当事務局に損害が生じた場合、お客様および申込者はこれを賠償するものとします。
2. お客様は、本サービスに関して警察等の公的機関から協力要請があり、当事務局がこれに応じる場合は、当事務局に協力するものとします。

#### 第16条 (譲渡禁止)

お客様は、当事務局の書面による事前の承諾なしに、本契約条件等にかかる地位および本契約条件等によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第17条 (契約の解除)

1. 当事務局は、お客様および申込者が次の各号のいずれかに該当した場合、または媒体社条件に定める契約の解除事由が生じた場合、催告その他の手続を要しないで、お客様との間で成立した本サービスにかかる契約の全部または一部につき、債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。この場合、当事務局は、当該履行の停止または解除についていかなる責任も負わず、かつ、お客様に対して当事務局に生じた損害の賠償の請求ができるものとします。
  - (1) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
  - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または、自己の振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りになったとき
  - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
  - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに準じる倒産手続の開始を自ら申立て、もしくは申立てられたとき
  - (6) 解散の決議がなされたとき
  - (7) 災害、労働争議等、本サービスの履行を困難にする事由が生じたとき
  - (8) 当事務局または媒体社に対する詐術、信用毀損その他の背信的行為があったとき
  - (9) 前各号に準ずる経済的または社会的信用を損なうおそれのある事由があったとき
2. お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、または媒体社条件に定める契約の解除事由が生じた場合、お客様は、お客様が当事務局に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務にかかる金額を現金にて一括して当事務局に支払うものとします。

#### 第18条 (残存条項)

本サービスにかかる契約が終了した場合でも、第9条（損害賠償責任）から第12条（守秘義務）、第16条（譲渡禁止）、第19条（準拠法および管轄裁判所）の規定は有効に存続するものとします。

#### 第19条 (準拠法および管轄裁判所)

本契約条件の内容は、日本法に基づいて解釈されるものとし、訴訟を行う場合は、福岡地方裁判所または福岡簡易裁

判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 (協議)

本契約条件に関して生じた疑義については、信義に則り、誠実に協議して解決するものとします。